

インフルエンザの出席停止の届け出について

学校保健安全法第 19 条の規定により、裏面の感染症については出席停止となります。病気が治癒し登校されるときには、受診された医療機関で所定の罹患証明書に記入していただき、学校に提出していただくこととなっています。

インフルエンザについてのみ、この秋からの流行期より、保護者の報告「インフルエンザ罹患報告書」を学校へ提出いただくことで、出席停止となります。届け出については、下記のとおりです。

記

- 提出物：①インフルエンザ罹患報告書（保護者記入用）… 保護者による記入と印が必要。
②インフルエンザでの受診がわかるもの … 医療機関から発行されるもの。
- 注意事項：・インフルエンザと診断されたら、まず学校に連絡をしてください。
・インフルエンザの出席停止期間は、「**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**」になっていますが、症状等により長引くこともあります。医師の指示に従ってください。
・上記2点が提出されない場合は、欠席となります。
・保護者からの報告による出席停止は、インフルエンザのみの対応です。他の疾病については、今まで通り必ず医療機関で証明をいただってください。

----- き り と り -----

インフルエンザ罹患報告書

甲賀市立山内小学校 _____ 年 _____ 名前 _____

* 疾病名 インフルエンザ _____ 型

* 発症日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____)

* 出席停止期間
_____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____) ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____) までの _____ 日間

* 受診日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____)

* 受診医療機関名

上記の通り報告します。 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____ 印 _____

●医療機関から発行される、インフルエンザでの受診がわかるもの（写）を添付してください。

学校保健安全法の規定による出席停止期間

感 染 症 名	学 校 を 休 ま せ る 期 間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻 疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風 疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水 痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結 核 髄膜炎菌性髄膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 など	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症 流行性嘔吐下痢症、伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症、 マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性軟属腫（水いぼ）、 アタマジラミ、伝染性膿痂疹（とびひ）、ヘルパンギーナ など	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで